

平成 28 年 7 月 27 日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課課長 内 山 博 之 様

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会 長 橋 文 也

「平成 28 年熊本地震」からの復旧・復興に向けた要望について

日頃より、障害福祉の推進については、多大なご支援・ご協力を賜り深謝申し上げます。さて、ご承知のとおり、先般発生した「平成 28 年熊本地震」は、熊本県と大分県を中心とした九州各地に甚大な被害をもたらしました。

当協会の会員である施設・事業所においても、建物の全壊・半壊、ひび割れ、土地の地割れ、備品の破損等の深刻な被害を受けたと同時に、施設職員も自らが被災者である中で勤務にあたる等、労働環境の上でも過酷な状況に陥りました。

当協会は発災直後から、全国の会員施設に対して災害義援金の募集活動や現地の被害状況に関する情報発信を行う一方、九州地区知的障害者福祉協会においても物資の支援や職員の派遣等様々な支援を行ってきました。

しかし、それぞれの施設・事業所が発災前のように、安心して安全に利用できるような本来の意味での復旧・復興のためには、まだまだ解決すべき諸問題が山積みの状態です。

貴省におかれては、この度の震災被害の深刻さ、復旧・復興の深刻さをあらためてご理解いただき、また、何よりも利用者の皆様の日常を早期に取り戻すために、特に重要な次の事項について、早急に万全の対策を講じていただくようお願い申し上げます。

●施設整備・移転等について

今回の地震において多くの障害福祉施設・事業所で、全壊・半壊・土地の地割れが生じました。このことにより、障害のある方々が安心して日常生活を送るために必要な拠点である障害福祉施設・事業所が、今後も地域の中でその役割を発揮し続けることが危ぶまれています。耐震補強も含め、かつ、創造的な（新基準に対応）復興に向けた整備に対する補助を要望します。

- ・土地（代替え土地の費用調整と国有地の利用活用等）
地震で被災した障害者施設等のうち、活断層上にある福祉施設を建て替える際には、建設費用に加えて、代替地の取得・整備における補助をお願いします。
- ・建物以外の設備（ボイラーや外柵等付属設備及び施設内道路等）についても補助の拡大をお願いします。
- ・東日本大震災と同様に大規模災害復旧法による補助をお願いします。（10/10）
- ・現状の復旧としての予算ではなく、新基準（例：障害者支援施設における一人あたりの居室面積 3.3 m²⇒9.9 m²等）における建て直しでの補助をお願いします。
- ・現状で修復可能な施設については、耐震補強も含めた補助をお願いします。
- ・施設が被災したことにより長期的に利用者を避難させるために応急仮設施設を建設した場合や、利用者を他施設に移管させた場合により生じる費用に対する補助をお願いします。
- ・グループホームの補助についても、他の障害福祉施設と同様の取り扱いとなるようをお願いします。
- ・賃貸物件にて事業を実施している事業者の中には、貸主の経済的な理由により物件の修繕が困難又は長期化するケースもあるため、貸主に対する修繕費の一部補助又は無利子での貸出し等必要な措置をお願いします。
- ・補助金の申請にあたっては、事務手続きの簡素化、迅速化をお願いします。

●設備、物品等について

施設・事業所において、日中活動等に使用する設備・備品等が今回の地震で大きく壊れた場合、早急な改修のために助成（1/2）を要望します。

- ・就労支援事業所における生産活動設備及び物品に対し助成をお願いします。
- ・利用者支援や事業運営にかかる設備及び必要物品等（例：車両、パソコンなど）に対し助成をお願いします。

●運営費の補償について

今回の地震により建物の倒壊、職員が出勤出来ない等により事業の継続が難しい場合や事業の継続が可能であっても利用者の方々が通所出来ない場合については、震災前の収入の9割補償（休業補償）等の措置をお願いします。